

総会

配布：一般

2014 年 10 月 2 日

原文：英語

人権理事会

第 27 会期

議事日程議題 3

発展の権利を含む、全ての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進および保護

人権理事会によって採択された決議

27/12

人権教育のための世界計画：第三段階行動計画の採択

人権理事会は、

国際連合憲章の原則および目的に基づき、

国家は、世界人権宣言に従い、また経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに他の国際的な人権文書において定められている通り、教育および訓練が、人権および基本的自由の尊重を強化することを目的としていることを確実とする義務を有することを再確認し、

総会が人権に関する世界公共情報キャンペーンに着手した 1988 年 12 月 8 日の総会決議 43/128、総会が人権教育のための国際連合 10 年を宣言した、1994 年 12 月 23 日の決議 49/184、総会が人権教育のための世界計画を宣言し、第一段階の行動計画を採択した、2004 年 12 月 10 日の決議 59/113A および 2005 年 7 月 14 日の決議 59/113B、並びに、特に人権理事会が人権教育および学習を促進すべきことを総会が決定した、2006 年 3 月 15 日の決議 60/251 を想起し、

人権教育のための世界計画に関する人権理事会の諸決議、最近では、2013 年 9 月 27 日の決議 24/15 をも想起し、

世界計画は、連続する段階により構成され、全ての部門において人権教育計画の実施を前進させる進行中の自発的活動であり、国家は進行中の段階を履行する必要な措置を取りながら、従前の段階の履行を継続し続けるべきことをさらに想起し、

2011年12月19日の決議66/137において総会によって採択された、人権教育および訓練に関する国際連合宣言を再確認し、

1. 国家、関連する政府間機構、国内人権機関および市民社会との協議により、国際連合人権高等弁務官事務所によって準備された、人権教育のための世界計画の第三段階の行動計画案(2015-2019)¹を感謝しつつ留意する；

2. 人権教育のための世界計画の第三段階の行動計画(2015-2019)を採択する；

3. 全ての国家、また適当と認められる場合には、関連する利害関係者に対して、世界計画に従い自発的活動を展開させまた、とりわけ、第三段階の行動計画をその能力の範囲内で実施することを奨励する；

4. 高等弁務官事務所に対して、国際連合教育科学文化機関との密接な協力の下、行動計画の国内実施を促進し、適切な場合には、要請された場合には技術支援を提供し、関連する国際的な取組を調整することを要請する；

5. 国際連合システムの関連する諸機関に対して、並びに全ての他の国際的および地域の政府間並びに非政府の組織に対して、要請に応じて、各職務権限内で、行動計画の国内実施への技術支援を促進し提供するように呼びかける；

6. 全ての現存の国内人権機関に対して、行動計画に従い、人権教育計画の実施を支援することを求める；

7. 高等弁務官事務所および国際連合教育科学文化機関に対して、国家、政府間および非政府組織、国内人権機関ならびに市民社会に、行動計画を広範囲に普及させることを要請する；

8. 国家に対して、世界計画の第二段階に関する国家評価報告書を準備し2015年4月までに高等弁務官事務所に提出する必要性を注意喚起する；

¹ A/HRC/27/28.

9. 高等弁務官事務所に対して、国家評価報告書に基づいて、世界計画の第二段階の実施に関する評価報告書を、人権理事会の第 30 会期に提出することを要請する；

10. 2017 年に世界計画の実施に関してフォローアップを行うことを決定し、高等弁務官事務所に対して、現存の資源内から、世界計画の第三段階の実施に関する中期進捗報告書を準備し、人権理事会の第 36 会期に提出することを要請する。

第 39 回会合
2014 年 9 月 25 日

[投票なしで採択]